

# 第 1 章 計画の基本的考え方

---

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1 計画の趣旨

台東区では、すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参加し、喜びと責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すことを目的として「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21」を策定し、区の施策を総合的・計画的に進めてきました。

平成13年9月には、男女平等参画の拠点施設である「男女平等推進プラザ はばたき21」がオープンし、男女平等参画に関する情報の収集と提供、講座・講演会の実施、区民活動の支援など、区民の意見や発想を生かしながら、区民との協働による運営に取り組んできました。

平成27年1月には、区における男女平等の推進について基本となる事項を定めた「東京都台東区男女平等推進基本条例」を施行し、同年3月には、条例に基づく計画として第4次行動計画、令和2年3月には、第5次行動計画を策定し、「誰もが自分らしく生きられる男女平等参画社会」の実現に向けた取組を推進してきました。

長年の様々な取組により、男女平等参画は前進してきましたが、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女平等参画社会の実現に向けては多くの課題が残されています。加えて、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、配偶者等からの暴力の増加・深刻化や非正規雇用労働者が多い女性の雇用不安・生活困窮などの問題も顕在化しています。

こうした状況のなか、第5次行動計画の計画期間が令和6年度で終了することから、「はばたきプラン21」推進会議の答申、また、令和5年度に実施した男女平等に関する台東区民意識調査の結果や第5次行動計画の評価を踏まえ、新たに第6次行動計画を策定します。

新たな行動計画は、区の長期総合計画の計画期間や社会情勢の変化などを勘案し、5年間の計画期間とします。

そして、今後5年間に取り組むべき課題について、基本目標と施策を明らかにするとともに、評価指標を設定し、全庁的に取組を推進していきます。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和20（1945）年の創設以来、女性の地位向上に取り組んできました。

昭和23（1948）年には「世界人権宣言」が、昭和41（1966）年には「国際人権規約」が、昭和42（1967）年には「女性差別撤廃宣言」が採択されました。

さらに、国連は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とし、同年に国際婦人年世界会議（メキシコ会議）を開催、「世界行動計画」や「メキシコ宣言」を採択し、その翌年の昭和51（1976）年からの10年間を「国連婦人の10年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

昭和54（1979）年には、女子差別撤廃条約が国連総会で採択され（日本は昭和60（1985）年に批准）、昭和57（1982）年には、女子差別撤廃委員会が設置され、各国の条約の履行状況について、定期的に審査が行われています。

平成7（1995）年には、北京会議（第4回世界女性会議）において、「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されました。「北京行動綱領」は、貧困、教育、健康など、12の重大問題領域に沿って「女性のエンパワーメント」を実現するための課題と、取組の方向性を示したものであり、ジェンダー平等を達成するため「あらゆる法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと（ジェンダー主流化）」を掲げて各国政府に取組の促進を求めています。

平成22（2010）年には「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」の設立が国連総会決議で採択され、翌年1月から「国連女性機関」（UN Women）が活動を開始しました。

平成27（2015）年には、「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されて20年に当たることを記念して、第59回婦人の地位委員会（北京+20）を開催し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」と2つの決議が採択されました。

また、同年9月に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標」（SDGs）において、17の目標のうち目標5として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ること」を掲げるとともに、その実施には「ジェンダー主流化」が不可欠であるとされました。

令和元（2019）年6月には、国際労働機関（ILO）において、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の条約が採択されました。

令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染の拡大は、世界規模で人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、DVや性暴力の増加、深刻化が各国で報告されるなど、とりわけ女性への影響が深刻とされました。

## (2) 国の動き

第二次世界大戦後の日本では、女性の参政権が実現し、日本国憲法に基本的人権の尊重、男女の本質的平等の理念がうたわれるなど、女性の地位は大きく向上しました。

また、昭和 31 年に日本が国連に加盟したことにより、国内における男女平等に関する取組は、国際社会の動きと連動しながら進められてきました。

昭和 50 年に開催された国際婦人年世界会議を機に、国は、婦人問題企画推進本部を設置し、「世界行動計画」を受けて、昭和 52 年に「国内行動計画」を策定しました。

昭和 55 年には、女子差別撤廃条約に署名し、国籍法の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の制定等を経て、同条約に批准しました。

昭和 62 年には、「男女共同参加型社会の形成を目指すこと」を総合目標とする「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成 3 年に第 1 次改定を行いました。その際、「参加」を「参画」に改め、「男女共同参画型社会の形成を目指す」こととしました。

平成 6 年には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画審議会が設置され、婦人問題企画推進本部は、内閣官房に移されて男女共同参画推進本部となりました。平成 8 年には、この審議会が答申した「男女共同参画ビジョン－21 世紀の新たな価値の創造－」を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

また、国は、「北京行動綱領」におけるコミットメント（誓約）を受けて、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・計画的に施策を進めています。平成 12 年には、同法に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、平成 13 年には、行政改革により行われた省庁再編にともなって設置された内閣府に男女共同参画局が設けられ、重要政策会議の一つとして男女共同参画会議も設置されて、男女共同参画推進本部とともに、「北京行動綱領」のいう「ナショナル・マシーナリー」（国内本部機構）が整備されました。

令和 2 年 12 月に策定された第 5 次男女共同参画基本計画では、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ 推進体制の整備・強化」の 4 つの政策領域を定め、政策領域ⅠからⅢの下に「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」をはじめ、重点的に取り組む 11 の個別分野が示されています。

また、法制面では、男女雇用機会均等法、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の数次にわたる改正に加え、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春禁止法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ規制法）など、男女共同参画に関連する法制度の整備も進められました。

平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、令和 4 年 4 月からは、対象を拡大して、労働者数 101 人以上の企業に対し、状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・周知・公表を義務付け、また、同年 7 月からは、労働者数 301 人以上の企業には、

女性の活躍に関する情報公表の必須項目として「男女の賃金の差異」が追加され、最低3項目の公表が義務づけられることになりました。

平成29年6月には、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とすることや、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設、非親告罪化など、性犯罪に関する規定を強化する刑法の抜本改正が行われ、平成30年5月には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立、同年6月には、婚姻適齢を男女ともに一律18歳とする民法の改正が行われました。

令和元年5月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)が改正され、パワー・ハラスメントの防止対策が法制化されるとともに、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法が改正され、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止対策が強化されました。さらには、児童虐待の防止と早期発見を目的として、児童福祉法、配偶者暴力防止法等の一部が改正され、児童相談所の体制を強化するとともに、DV対策との連携が強化されました。

令和5年5月には「配偶者暴力防止法」の改正(保護命令制度の拡充など)、同年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が公布・施行されています。また7月には「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が施行され、強制性交等罪などから不同意性交等罪・不同意わいせつ罪への罪名の変更、性的姿態等撮影罪が新設されるなどしました。

また、令和6年1月に能登半島地震が発生し、女性の視点に立った避難所の開設・運営をはじめとする、災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進が急務となっています。

同年4月には、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等の様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性を支援するための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が施行されていますが、これは、昭和31年に成立し、一度も抜本的な改正が行われなかった売春防止法から婦人保護事業を切り離し、多様化・複雑化・複合化した女性をめぐる課題に対応するものです。

## MEMO

## グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Index : GGGI)

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが2006年以降、毎年公表している「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」の中で発表されている、各国の社会進出における男女の格差を表す指数です。

この指数は、経済・教育・健康・政治の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

2024年6月に発表された日本の総合スコアは0.663で、政治分野における女性の参画の進展などにより、前年から順位を上げたものの、146か国中118位(前年は、146か国中125位)となっています。教育分野(0.993)と健康分野(0.973)のスコアが世界トップクラスである一方、経済分野(0.568)の順位が120位、政治分野(0.118)が113位と低く、男女の管理職比率や所得格差の解消、女性の政治参画などが依然として大きな課題となっています。

### (3) 東京都の動き

東京都は、昭和 51 年に都民生活局婦人計画課を設置して以降、国際的な動き、国の動きに対応して男女平等に関する計画を策定してきました。

平成 12 年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14 年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。その後、平成 19 年 3 月の改定を経て、平成 24 年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を策定しました。

また、配偶者暴力対策の分野では、平成 21 年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、さらに平成 24 年 3 月に改定を行いました。

その後、平成 29 年 3 月に「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせて男女共同参画基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び都条例に基づく行動計画とする「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定され、令和 4 年 3 月には「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」「配偶者暴力対策」を 3 つの柱とした内容に改定しています。

平成 30 年 9 月には、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現に向けて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動や性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いを解消するため、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。

令和元年 12 月には、条例に基づく計画として、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、令和 5 年 3 月に改定を行っています。

なお、都内では、平成 27 年以降、複数の区において同性パートナーシップに関する制度が創設されていましたが、令和 4 年 11 月より、届出から受理証明書の発行までをオンラインで実施できる「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

また、令和 6 年 3 月には、女性支援法の施行に伴い、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定しています。

### 3 計画の位置づけ

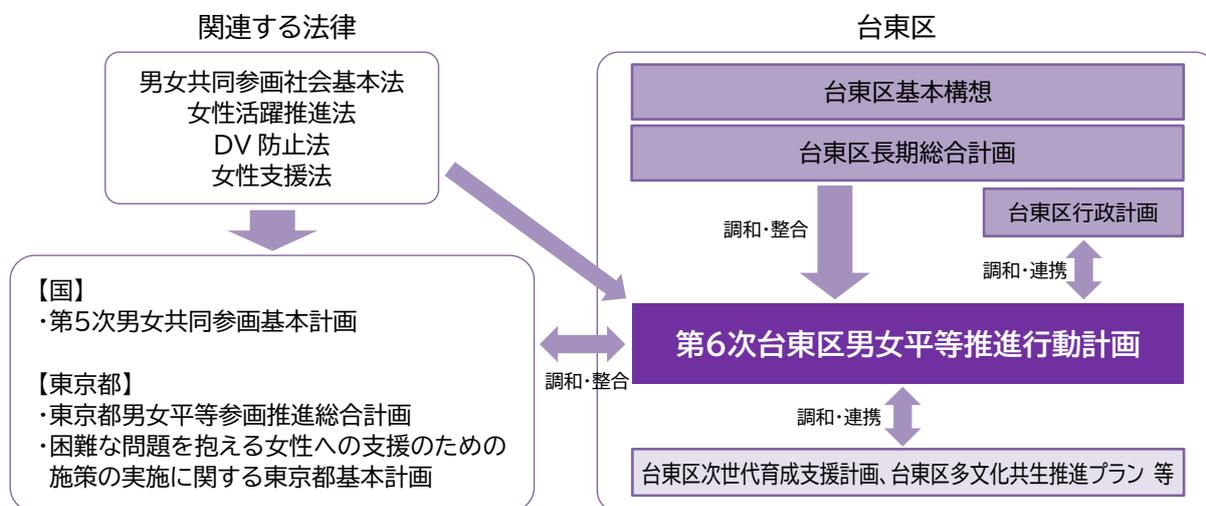
台東区男女平等推進行動計画（はばたきプラン 21）は、東京都台東区男女平等推進基本条例第8条第1項に規定する推進計画であり、男女共同参画社会基本法第9条及び第14条第3項に規定する区市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画に相当するものです。

台東区女性活躍推進計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に相当するもので、この計画の「基本目標 2 職業生活における女性の活躍推進」を台東区女性活躍推進計画として位置づけます。

台東区配偶者暴力防止基本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」に相当するもので、この計画の「施策（7）配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護」を台東区配偶者暴力防止基本計画として位置づけます。

台東区女性支援基本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に規定する「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に相当するもので、この計画の「施策（10）困難を抱える方への支援の充実」を台東区女性支援基本計画として位置づけます。

本計画は、「台東区基本構想」の趣旨や「台東区長期総合計画」を踏まえ、「台東区行政計画」、「台東区次世代育成支援計画」「台東区多文化共生推進プラン」等の諸計画と調和・連携する計画として策定するものです。



### 4 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
男女平等推進行動計画	計画期間 5年				

## 5 SDGs との関係について

SDGs では、持続可能な世界を実現するために、「ジェンダー平等を実現しよう」や「平和と公正をすべての人に」など 17 の目標と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、2030 年までに日本の国内外において SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs 実施指針（2023 年改訂版）」において、重点事項②として掲げる「『誰一人取り残さない』包摂社会の実現」に向け、「女性登用の加速化を含む女性の活躍と経済成長の好循環の実現」等の取組を推進していくとしています。また、各ステークホルダーに期待される役割として、「SDGs の全ての目標の達成に向けた取組において、多様なステークホルダーがジェンダーの視点を共有することが重要である」ことが明記されています。

本区においても、本計画にこれらに関連する取組を定め、計画の着実な推進を図ることで、SDGs の達成につなげていきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### MEMO

#### 男女共同参画シンボルマーク



男女共同参画

内閣府男女共同参画局では、平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

## 6 計画の基本理念と基本目標

<台東区基本構想に掲げる将来像>

### 世界に輝く ひと まち たいとう

住む人、働く人、訪れる人、すべての人々は、安全安心で多様性が尊重された社会の中で、希望と活力にあふれ、いきいきと活躍しています。

長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化は、台東区を輝かせる光として、人々の誇りや憧れであり続けています。

台東区は、「ひと」も「まち」も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す「世界に輝くひとまちたいとう」の実現を目指します。

すべての人々が、性別にかかわらず、個人として尊重され、喜びと責任を分かち合い、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会を実現するため、本計画の基本理念を次のように定めます。

#### 台東区男女平等推進行動計画の基本理念

### 多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための ジェンダー平等社会の実現

基本理念のもと、「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しようという視点」(ジェンダーの視点)を区政運営の横断的な視点として、3つの基本目標を設定し、施策を推進します。

【基本目標1】  
あらゆる分野への  
男女平等参画の  
推進

【基本目標2】  
職業生活における  
女性の活躍推進

【基本目標3】  
誰もが安心して  
暮らせる環境の  
整備

【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

## 7 計画の評価指標

本計画に基づく施策を推進するために、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗状況を管理します。

### 基本目標1 ▶ あらゆる分野への男女平等参画の推進

#### ●評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (令和5年度)	計画目標 (令和11年度)
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	【全体】 88.1%	増加
		【男性】 85.6%	増加
審議会等における女性委員の割合	審議会等への女性の参画状況調査	27.6% (令和6年 4月1日現在)	35%
女性の視点を取り入れた防災対策が行われていると感じる人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	6.7%	30%

### 基本目標2 ▶ 職業生活における女性の活躍推進

#### ●評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (令和5年度)	計画目標 (令和11年度)
職場での男女差別が「特にない」と思う人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	38.8%	50%
仕事、家庭生活、個人の生活の調和がとれていると考える人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	10.0%	30%
台東区が子育てしやすいと感じる割合	次世代育成支援に関するニーズ調査	55.2%	増加

### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

#### ●評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (令和5年度)	計画目標 (令和11年度)
DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害経験がある人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	21.2%	減少
セクシュアル・ハラスメントの被害経験がある人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	13.1%	減少
乳がん検診受診率	健康づくりと医療に関する区民意識調査	51.2%	60%
子宮頸がん検診受診率	健康づくりと医療に関する区民意識調査	53.7%	
人権が守られていないと考える区民の割合	台東区民の意識調査	33.2%	減少

### 【計画推進の基盤】 ジェンダーの視点による区政運営の推進

#### ●評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (令和5年度)	計画目標 (令和11年度)
台東区男女平等推進基本条例の認知度	男女平等に関する台東区民意識調査	31.1%	50%
台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21の認知度	男女平等に関する台東区民意識調査	27.2%	30%
男女平等推進プラザの認知度	男女平等に関する台東区民意識調査	18.6%	30%
係長級以上の女性行政系職員の割合	女性の活躍に関する情報公表	30.5%	40%以上
男性職員の育児参加休暇取得率	女性の活躍に関する情報公表	62.2%	100%
男性職員の出産支援休暇の取得率	女性の活躍に関する情報公表	73.0%	100%

〈台東区基本構想に掲げる将来像〉  
世界に輝く  
ひと  
まち  
たいとう

【計画の基本理念】多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるためのジェンダー平等社会の実現

基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

施策1 ジェンダー平等意識の形成

施策2 意思決定過程への男女平等参画の推進

施策3 男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立

取組の方向性



- ①男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実
- ②男性への男女平等参画の取組
- ③ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供
- ①審議会等への男女平等参画の推進
- ②区民が立案・参画する機会の増加
- ③区民の社会・地域活動への参加の促進
- ①男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

基本目標2 職業生活における女性の活躍推進

台東区女性活躍推進計画

施策4 女性の就業・登用・起業の機会拡大

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

施策6 子育て世代・介護者への支援

取組の方向性



- ①働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援
- ②女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援
- ③区における働き方の変革と女性の活躍推進
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援
- ③出産・育児・介護に対する職場の理解の促進
- ①多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実
- ②子育てに関する支援者の育成
- ③子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援
- ④ひとり親家庭等への支援
- ⑤介護者への支援
- ⑥男性の家事・育児・介護への参画支援

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護

台東区配偶者暴力防止基本計画

施策8 あらゆる暴力の防止への取組

施策9 生涯を通じた男女の健康支援

施策10 困難を抱える方への支援の充実

台東区女性支援基本計画\*

施策11 誰もが自分らしく生きられる社会の実現

取組の方向性



- ①DV相談業務の充実と関係機関との連携
- ②DV被害者の安全の確保と自立支援
- ③配偶者等からの暴力を防止するための取組
- ①ハラスメント防止のための取組
- ②ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携
- ③性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供
- ①女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実
- ②生涯を通じた健康づくりの推進
- ③成長過程に応じた性に関する理解の促進
- ①困難な問題を抱える女性への支援
- ②若年層の性的搾取の防止に関する啓発
- ③高齢者への支援
- ④障害者への支援
- ①性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備
- ②外国人向け情報提供及び相談事業の充実
- ③ヤングケアラー問題への対応

計画推進の基盤 ジェンダーの視点による区政運営の推進

施策1 男女平等参画の総合的推進

施策2 男女平等推進プラザの機能強化

施策3 国・東京都・企業・NPO等との連携

取組の方向性



- ①全庁的な推進体制
- ②職員に対する教育・研修体制の充実
- ③施策・事業を推進するための評価体制づくり
- ①区民との協働による活力ある運営
- ②相談事業の充実
- ③男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上
- ①国・東京都・企業・NPO等への積極的な働きかけと連携

\*女性支援基本計画は施策7、施策8及び計画推進の基盤の施策3も対象になる事業があります。

## 9 計画事業一覧

### 基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

事業番号	計画事業	ページ
<b>施策(1) ジェンダー平等意識の形成</b>		
取組の方向性① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実		
1	男女平等参画に関する情報提供	25
2	男女平等推進フォーラム	25
3	メディア・リテラシーの普及	25
103	男女平等に関する台東区民意識調査<再掲>	25
109	男女平等参画推進講座<再掲>	25
取組の方向性② 男性への男女平等参画の取組		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組	26
5	男性の介護への参画に向けた取組	26
17	シニア世代の地域活動支援<再掲>	26
18	市民活動参加への支援と意識啓発<再掲>	26
109	男女平等参画推進講座<再掲>	26
取組の方向性③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供		
6	ジェンダー平等を進める幼児教育の推進	27
7	ジェンダー平等を進める人権教育の推進	27
8	ジェンダー平等に関する教職員の研修	27
9	性別にとらわれない進路指導	27
10	ジェンダー平等を進める啓発の推進	27
11	ジェンダー平等を進める家庭教育の推進	27
12	【新規】女子生徒・女子学生の理工系分野への進路選択の促進	28
<b>施策(2) 意思決定過程への男女平等参画の推進</b>		
取組の方向性① 審議会等への男女平等参画の推進		
13	審議会等への女性の積極的登用	31
14	女性の参画を推進するためのガイドラインの活用	31
15	女性委員の参画状況調査	31
取組の方向性② 区民が立案・参画する機会の増加		
13	審議会等への女性の積極的登用<再掲>	31
104	男女平等推進プラザの各種委員会への参画<再掲>	31
取組の方向性③ 区民の社会・地域活動への参加の促進		
16	地域活動における男女平等参画の推進	32
17	シニア世代の地域活動支援	32
18	市民活動参加への支援と意識啓発	32
19	いきがいくりと社会参加への支援	32
<b>施策(3) 男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立</b>		
取組の方向性① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進		
20	男女平等参画の視点による防災対策の推進	35
21	防災・災害復興分野への女性の参画推進	35
22	防災に関する知識の普及・啓発	35
23	災害発生後における相談・支援体制の整備	35

## 基本目標 2 職業生活における女性の活躍推進

事業番号	計画事業	ページ
<b>施策 (4) 女性の就業・登用・起業の機会拡大</b>		
取組の方向性① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援		
24	法律や制度の理解の促進	39
25	職場環境等の向上支援	39
34	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定<再掲>	39
35	企業における両立支援事業の紹介<再掲>	39
62	ハラスメントに関する研修・講座<再掲>	39
取組の方向性② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援		
26	女性のための就労支援	39
27	女性創業者・メンター交流会	39
28	起業家・若手経営者支援	40
29	雇用・就業相談	40
30	障害者の就労支援	40
取組の方向性③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進		
31	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進	40
62	ハラスメントに関する研修・講座<再掲>	40
97	採用及び職域の拡大にあたってのジェンダー平等の推進<再掲>	40
98	管理職選考の受験の奨励<再掲>	40
99	区における男性職員の育児参画に向けた取組<再掲>	40
<b>施策 (5) ワーク・ライフ・バランスの実現</b>		
取組の方向性① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組<再掲>	44
5	男性の介護への参画に向けた取組<再掲>	44
32	ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進	44
33	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座	44
取組の方向性② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援		
34	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	44
35	企業における両立支援事業の紹介	44
36	企業への育児・介護休業制度の普及促進	45
取組の方向性③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進		
36	企業への育児・介護休業制度の普及促進<再掲>	45
107	はばたき 21 相談室<再掲>	45
<b>施策 (6) 子育て世代・介護者への支援</b>		
取組の方向性① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組<再掲>	48
37	保育・子育て支援サービス	48
38	保育提供体制の整備	48
39	障害児の保育・通学支援	48
40	子育て支援に関する情報提供	48
41	子育て相談	48
60	児童虐待防止に関する取組<再掲>	49
取組の方向性② 子育てに関する支援者の育成		
42	家庭教育支援者養成	49

<b>取組の方向性③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援</b>		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組<再掲>	49
11	ジェンダー平等を進める家庭教育の推進<再掲>	49
37	保育・子育て支援サービス<再掲>	49
40	子育て支援に関する情報提供<再掲>	49
43	おやこサポート・ネットワーク	49
109	男女平等参画推進講座<再掲>	49
<b>取組の方向性④ ひとり親家庭等への支援</b>		
43	おやこサポート・ネットワーク<再掲>	50
44	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	50
45	高等学校進学等支援	50
46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	50
47	母子生活支援施設の運営	50
48	【新規】養育費受け取り支援	50
<b>取組の方向性⑤ 介護者への支援</b>		
49	介護サービスの充実と質の向上	51
94	ヤングケアラー支援<再掲>	75
<b>取組の方向性⑥ 男性の家事・育児・介護への参画支援</b>		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組<再掲>	51
5	男性の介護への参画に向けた取組<再掲>	51

### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

事業番号	計画事業	ページ
<b>施策(7) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護</b>		
<b>取組の方向性① DV相談業務の充実と関係機関との連携</b>		
50	配偶者暴力相談支援センターの運営	55
51	女性相談における庁内連携	55
52	相談員の能力向上	55
<b>取組の方向性② DV被害者の安全の確保と自立支援</b>		
53	被害者に対する安全の確保	55
54	被害者の自立のための支援	55
55	被害者支援に関するマニュアルの活用	56
56	被害者支援のための庁内連携及び関係機関との連携の強化	56
57	職員に対するDV被害者の支援に関する研修	56
<b>取組の方向性③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組</b>		
58	配偶者等からの暴力(デートDVを含む)に関する情報の収集と提供	56
59	配偶者等からの暴力(デートDVを含む)に関する講座の実施	56
60	児童虐待防止に関する取組	56
<b>施策(8) あらゆる暴力の防止への取組</b>		
<b>取組の方向性① ハラスメント防止のための取組</b>		
61	ハラスメント防止のための意識啓発と情報提供	59
62	ハラスメントに関する研修・講座	59
107	はばたき21相談室<再掲>	59

取組の方向性② ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携		
63	ストーカー行為等を防止するための意識啓発と情報提供	59
64	ストーカー行為等の防止に関する研修・講座	59
107	はばたき 21 相談室<再掲>	60
取組の方向性③ 性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供		
3	メディア・リテラシーの普及<再掲>	60
65	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組	60
77	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発<再掲>	60
107	はばたき 21 相談室<再掲>	60
施策（9）生涯を通じた男女の健康支援		
取組の方向性① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実		
66	女性のトータルヘルスサポート	63
67	出産・育児準備期の健康支援	63
72	健康相談の実施<再掲>	63
取組の方向性② 生涯を通じた健康づくりの推進		
66	女性のトータルヘルスサポート<再掲>	63
68	性感染症予防及び正しい知識の普及啓発	63
69	各種健診及び指導	63
70	高齢者の健康づくりへの支援	64
71	こころとからだの健康学習の推進	64
72	健康相談の実施	64
73	精神保健福祉相談	64
84	障害者相談支援<再掲>	64
107	はばたき 21 相談室<再掲>	64
取組の方向性③ 成長過程に応じた性に関する理解の促進		
74	性及び自己の尊重のための教育	64
施策（10）困難を抱える方への支援の充実		
取組の方向性① 困難な問題を抱える女性への支援		
51	女性相談における庁内連携<再掲>	68
52	相談員の能力向上<再掲>	68
75	【新規】支援調整会議の設置	68
76	【新規】女性相談支援員の増員	68
111	企業や NPO 等市民活動団体との連携<再掲>	68
取組の方向性② 若年層の性的搾取の防止に関する啓発		
3	メディア・リテラシーの普及<再掲>	69
65	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組<再掲>	69
77	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発	69
107	はばたき 21 相談室<再掲>	69
取組の方向性③ 高齢者への支援		
5	男性の介護への参画に向けた取組<再掲>	69
17	シニア世代の地域活動支援<再掲>	69
19	いきがいくりと社会参加への支援<再掲>	69
70	高齢者の健康づくりへの支援<再掲>	69
78	ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯への支援	69
79	高齢者の生活支援体制整備	70
80	高齢者の総合的相談	70

81	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	70
82	高齢者虐待防止に関する取組	70
83	【新規】成年後見制度における中核機関の整備	70
取組の方向性④ 障害者への支援		
19	いきがいづくりと社会参加への支援<再掲>	71
30	障害者の就労支援<再掲>	71
39	障害児の保育・通学支援<再掲>	71
41	子育て相談<再掲>	71
49	介護サービスの充実と質の向上<再掲>	71
81	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進<再掲>	71
83	【新規】成年後見制度における中核機関の整備<再掲>	71
84	障害者相談支援	71
85	障害者虐待防止に関する取組	71
施策(11) 誰もが自分らしく生きられる社会の実現		
取組の方向性① 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備		
86	性の多様性に関する理解の促進	74
87	性的指向・性自認に関する相談事業の実施	74
88	性的指向・性自認を理由とする社会的な困難の解消に向けた取組	74
89	【新規】「性の多様性に関するガイドライン」策定	74
90	【新規】交流の場・機会の提供(試行)	74
取組の方向性② 外国人向け情報提供及び相談事業の充実		
91	在住外国人支援	74
92	【新規】子供日本語教室の開催	75
93	学校園における外国人への支援	75
取組の方向性③ ヤングケアラー問題への対応		
94	【新規】ヤングケアラー支援	75

## 【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

事業番号	計画事業	ページ
<b>(1) 男女平等参画の総合的推進</b>		
取組の方向性① 全庁的な推進体制		
31	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進 ＜再掲＞	78
95	全庁的な推進体制の充実	78
96	女性の人権に配慮した表現ガイドラインの活用	78
97	採用及び職域の拡大にあたってのジェンダー平等の推進	78
98	管理職選考の受験の奨励	78
99	区における男性職員の育児参画に向けた取組	78
取組の方向性② 職員に対する教育・研修体制の充実		
62	ハラスメントに関する研修・講座＜再掲＞	79
100	職員に対するジェンダー平等に関する研修	79
取組の方向性③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり		
101	「はばたきプラン 21」推進会議の運営	79
102	行動計画事業の推進	79
103	男女平等に関する台東区民意識調査	79
<b>(2) 男女平等推進プラザの機能強化</b>		
取組の方向性① 区民との協働による活力ある運営		
2	男女平等推進フォーラム＜再掲＞	82
104	男女平等推進プラザの各種委員会への参画	82
105	男女平等推進プラザ登録団体との連携	82
106	ジェンダー平等を推進する人材の育成	82
取組の方向性② 相談事業の充実		
107	はばたき 21 相談室	82
取組の方向性③ 男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と 認知度の向上		
1	男女平等参画に関する情報提供＜再掲＞	82
108	男女平等推進プラザ情報コーナーの充実	83
109	男女平等参画推進講座	83
<b>(3) 国・東京都・企業・NPO 等との連携</b>		
取組の方向性① 国・東京都・企業・NPO 等への積極的な働きかけと連携		
105	男女平等推進プラザ登録団体との連携＜再掲＞	85
110	国・東京都等への要望と連携	85
111	企業や NPO 等市民活動団体との連携	85

## 10 計画内容の見方

基本理念の実現に向けた基本目標を記載しています。

基本目標を達成するために展開する施策を記載しています。

施策に関連する社会情勢や区内の状況を踏まえ、現状と課題を記載しています。

### 第2章 計画の内容

#### ●基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

##### ●施策(1) ジェンダー平等意識の形成

###### ●現状と課題

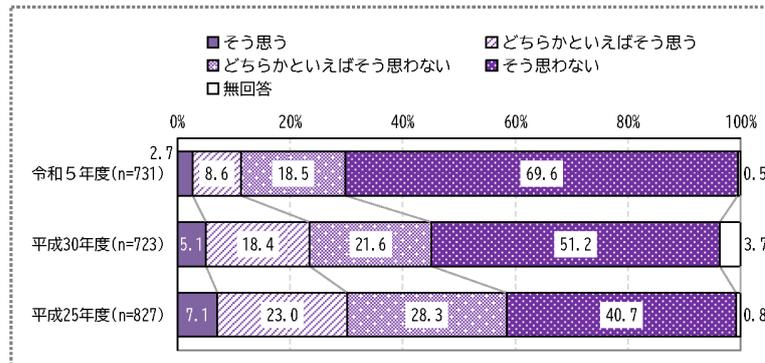
男女平等参画社会の実現の大きな障害となっているものの一つに、性別に基づく固定的な役割分担があります。令和5年5月に実施した男女平等に関する台東区民意識調査(以下「区民意識調査」という。)によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する人の割合は、これまでの区民意識調査の結果と比較しても増加傾向にあります。その一方で、日常の家事全般や育児・介護の役割分担については、男性より女性のほうが「いつも行っている」割合が高く、固定的な性別役割分担はいまだに根深くあるとみられます。

このような「意識と現実の乖離」の解消に向けて、引き続き、男女平等参画に関する認識を深め、固定的性別役割分担やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を解消するための意識啓発、法令等の理解促進に取り組むとともに、男性の家庭生活、地域社会への参画を支援する取組をより一層推進することが必要です。

また、ジェンダー平等意識や性の多様性に関する理解は、その時代の社会の枠組や置かれている環境などの影響を受けながら、成長の過程で徐々に形成されていくものであり、教育が果たす役割は極めて大きいと言えます。性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を尊重しあえるよう、教育機関と連携しながら、子供の年代に応じた意識啓発を進めていくことが重要です。

学校などの教育の場や家庭内においても、ジェンダーの視点を持って子どもたちの発達段階に即した教育を提供し、多様な選択を可能とする社会の形成を図っていくことが求められます。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に賛成だ(経年比較)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

施策に関連する取組の方向性について記載しています。

●取組の方向性

① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

情報誌「はばたき 21 通信」など、区が情報発信する様々な媒体を活用し、法制度の周知や、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発を行うとともに、男女平等参画を取り巻く今日的課題についての講座を行うことで、ジェンダー平等意識を高めます。講座を開催する際は、子育て世代の方が安心して参加できるように託児サービスを実施します。

また、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、性の商品化、女性の人権を侵害する性表現の氾濫などの防止に向けたメディア・リテラシーを向上させる取組を行います。

② 男性への男女平等参画の取組

男性の育児・介護への参画を促進するため、料理教室や介護教室などを実施するとともに、講座等の場を通じて、地域における交流の促進と居場所づくりを支援します。

③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供

性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を高める教育を行うとともに、保護者や教職員の意識を高めるための講座や研修を実施します。

事業番号を記載しています。再掲事業については、事業番号の後に(再掲)と記載しています。

計画事業名を記載しています。新規事業については、事業名の前に【新規】と記載しています。

事業内容を記載しています。

計画事業の所管課を記載しています。

取組の方向性① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

事業番号	1
計画事業	男女平等参画に関する情報提供
事業内容	情報誌「はばたき 21 通信」など、様々な媒体を通じて男女平等参画に関する情報提供を行うことで、アンコンシャス・バイアスを解消するための意識啓発や法制度の理解の促進を図ります。また、拠点施設である男女平等推進プラザや「台東区男女平等推進基本条例」、「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」を広く周知します。
所管課	人権・多様性推進課
事業番号	2
計画事業	男女平等推進フォーラム
事業内容	性別にかかわらず、個人として尊重され、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会の実現に向けて、ワークショップ、作品展示など、区民参加型のイベントである「男女平等推進フォーラム」を開催することで、男女平等参画への意識の向上と理解の促進を図ります。
所管課	人権・多様性推進課
事業番号	3
計画事業	メディア・リテラシーの普及
事業内容	講座等を通じて、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、女性に対する人権侵害の防止に向けた取組を行います。
所管課	人権・多様性推進課、指導課
事業番号	103 (再掲)
計画事業	男女平等に関する台東区民意調査
事業内容	79 ページ参照
事業番号	109 (再掲)
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	83 ページ参照